

3. 森林保険業務

(1) 被保険者へのサービス向上

- 契約管理業務に係る窓口対応マニュアルを作成・配布し、業務委託先における契約変更等の書類作成力の向上を推進
- 損害調査報告書に不備がないかの確認表や、処理状況の工程管理を行う進捗状況管理表等を作成・配布し、損害調査業務の円滑・適正化を推進
- 森林保険推進戦略ブロック会議等を通じ、森林所有者の利便性の向上に向けた課題等を把握するとともに、迅速な保険金の支払いを行うため、業務講習会を全国8カ所で実施し、損害調査を担う有資格者の確保を図るとともに、業務経験の少ない森林組合系統職員を対象とした初任者講習会開催
- 損害調査業務を効率的に行うため、ドローンで撮影した写真やハンディGPSを用いて行った測量結果についての精度を検証するための実証実験を行い、その活用方法に向けた検討を実施

(2) 加入促進

評価A

- 森林保険ニュース、森林保険だより、森林保険通信等の広報誌を通じた情報提供を実施
- 森林保険パンフレットやポスターを幅広く配布したほか、また平成30年度から販売を開始する改定商品をわかりやすく紹介するパンフレットを新たに作成・配布
- 森林保険推進活動支援プランを作成し、委託先である各森連に周知するとともに、各種会議等を通じて都道府県、市町村、森林組合系統等に対する説明会を実施
- 素材生産業者等の訪問や、ふるさと森林会議にブースを出展したほか、大学演習林について営業活動を実施
- 森林保険制度創設80周年記念シンポジウムを開催し、これを通じて各方面に向けて森林保険のPRを実施

(3) 引受条件

評価A

- 「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター森林保険の引受条件に関する規程」を改定。保険料率見直し期間のルール化、近年の災害リスクの保険料率への適正な反映、長期割引率の見直し、サービス向上の観点では、契約者等から要望のある契約の始期日を統一できる仕組みの導入や割引を新設（平成31年度以降に保険期間が開始となる保険契約に適用）
- 平成29年度は、森林保険センター統合リスク管理委員会の審議を経て、改定に対応した業務システムの改修、森林所有者や委託先への改定内容の周知を実施。周知にあたっては、改定商品の説明用パンフレットや事務処理マニュアルを作成
- 業務システム改修に関しては、操作マニュアルを作成し、委託先へ配布

(4) 内部ガバナンスの高度化

- 外部有識者を含む森林保険センター統合リスク管理委員会を2回開催し、森林保険業務の財務状況、積立金の規模の妥当性の検証等について専門的な見地から点検を実施
- 職員の保険業務に求められる知識と能力の向上を図るため、コンプライアンス研修や情報セキュリティ研修を実施
- 独立行政法人通則法等に基づくもの以外にも、ソルベンシー・マージン比率等をホームページで公表



国立研究開発法人
森林研究・整備機構

第2 業務運営の効率化に関する事項

1. 一般管理費等の節減

(1) 研究開発業務

- 対前年度比で一般管理費3%、業務経費1%を着実に削減

(2) 水源林造成業務

- 一般管理費：特定中山間保全整備事業等とあわせて28、29年度で8.7%を削減

(3) 森林保険業務

- 一般管理費：28、29年度で62.6%を削減

(4) 特定中山間保全整備事業等

- 一般管理費：水源林造成業務とあわせて28、29年度で8.7%を削減

2. 調達合理化

- 「調達等合理化計画」を策定し、これに基づき単価契約の見直し、共同または一括調達の取組、随意契約審査の徹底、一者応札・応募の改善、検収の徹底、研究費執行マニュアルの改定等に取り組み、調達を改善

3. 業務の電子化

- 講演会や研修等の中継のためテレビ会議システムを140回利用し、少人数の会議にはウェブミーティングシステムを76回利用
- グループウェアを活用して、外部資金による研究プロジェクト報告書を電子データとして収集



第3 財務内容の改善に関する事項

1. 研究開発業務

評価A

- 運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、中長期目標で定められた重点研究課題をそれぞれ一定の事業等のまとまりとしたセグメント区分とし、予算の管理及び執行を実施
- 外部研究資金の公募情報の速やかな所内周知により、研究者が入念に申請準備を進められるよう改善
- 外部研究資金の獲得に向けて、プロジェクト企画・立案研修の時期や内容を工夫し、より実践的な研修を実施
- 農林水産省の「知」の集積と活用に関する先行事例等の所内周知により、応募への動機付け。新たに4件の研究開発プラットフォームを設立し、計5件のプロジェクトに応募
- 科研費や高額研究プロジェクトの採択率向上により、外部資金の獲得に大きく貢献

2. 水源林造成業務等

- 関係道府県及び受益者との連絡を密にし、負担金等を全額徴収するとともに長期借入金等を確実に償還
- 償還確実性については、「水源林造成業務リスク管理委員会」において検証のうえ試算結果を公表
- 一般管理費について、保存品等の継続使用、共同調達や一括調達による調達金額の節減、事務用品のリユースの推進などにより事務経費を削減
- 短期借入金について限度額の範囲内の額で、低利な資金を調達。年度内に確実に償還
- 不要財産の処分に関する計画：いずみ倉庫（福島市）について、所要の調査及び関係機関との協議を実施（第3－4参照）
- 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画：立木販売を適正に実施
- 積立金の処分を適切に実施

3. 森林保険業務

- 森林保険業務の財務状況、積立金の規模の妥当性の検証等について専門的な見地から点検を実施。積立金の規模の妥当性の検証については「現状の契約規模で考えると過大とは言えない」との検証結果をとりまとめ、農林水産大臣に報告
- 森林保険推進活動支援プランに基づき、関係機関と連携し県、市町村への個別訪問を実施し、加入・協力を要請
- 森林保険センターの幹部及び職員による林業関係団体、大学演習林協議会等の会合の場に出向き、加入要請を実施
- 継続契約確保のため、毎月の契約実績一覧を森林組合系統に提供し、被保険者に対する満期案内の実施を指導

4. 保有資産の処分

- いずみ倉庫について、アスベスト、ダイオキシンの調査を外部委託により実施。また、敷地内の地下に埋設してあった除染後の汚染土壌の搬出（施行主体：福島市）が完了し現地を確認。こうした点を踏まえ、国庫納付に向けた関係機関との協議等を実施



第4 その他業務運営に関する重要事項

1. 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務における連携の強化

評価A

(1) 研究開発業務と水源林造成業務の連携

- 水源林造成事業地をフィールドとして活用し、コンテナ苗やエリートツリー等の成長量等の調査、新たなシカ食害防除方策の効果の検証等、路網の低コスト化・長寿命化技術開発、放射性物質の動態調査などを実施
- 各地の整備局において、森林整備技術の高度化を図るとともに、研究成果や科学的知見の橋渡しに取り組むため、地域の林業関係者が参加する検討会を7回開催
- 森林整備センターにおいて、森林総合研究所内の研究に関する情報交換会を5回開催

(2) 研究開発業務と森林保険業務の連携

- 所内委託研究「森林気象害のリスク評価手法に関する研究」を行い、風害、冠雪害、林野火災のリスク評価や危険度予測、森林被害情報等の収集とデータベース作成等に係る研究開発を推進
- タブレット端末で動作し、気象害を受けた現場の情報収集や被害種別判定に利用可能なシステムを開発
- 森林保険80周年記念行事、ハンドブック「林木の気象害判定法（仮称）」作成、森林被害調査のためのドローンの実証実験等を通じて、森林保険センターと研究開発部門とが密接に連携

2. 行政機関や他の研究機関との連携・協力の強化

評価A

- 林野庁幹部と機構幹部の意見交換会、研究所各研究領域と林野庁の各課の研究調整会議を通じて行政ニーズを把握
- 林業研究・技術開発推進ブロック会議（研究分科会、育種分科会）の運営に中核機関及び事務局として協力、各林業試験研究機関連絡協議会の運営にも主体的に関わり、各林業試験研究機関の研究成果を「公立林業試験研究機関成果選集No. 15」として発行
- 国立研究開発法人協議会への参加、森林総合研究所、農研機構及び水産研究・教育機構から構成される環境三所連絡会への参加、環境研究機関連絡会の主催する環境研究シンポジウムへの参加（運営協力及び口頭講演1件及びポスター講演7件）等を通じて他の研究機関等との連携・協力を強化
- 平成29年7月の九州北部豪雨に伴う流木災害、平成29年5月に福島県浪江町及び双葉町の国有林で発生した林野火災等の調査に協力
- 森林保険業務については、林野庁が開催した森林整備事業ブロック別打合せ会議や市町村長有志連絡協議会で森林保険についての説明を実施。また、林野庁、森林組合系統、関係機関の協力を得て、森林保険の広報活動を効果的・効率的に実施



- 森林研究・整備機構のホームページを新設し、機構の目的、組織、業務、環境への取組（環境報告書）など各種情報を発信

(1) 研究開発業務

- ウェブサイト（ホームページ、フェイスブック）及び刊行物による情報発信やプレスリリースを積極的に推進するなど多様な手段を活用して森林・林業・木材・林木育種に関する研究成果を発信したほか、研究者情報の公開等新たな取組
- 広報誌編集委員会に民間の編集者を加え、刊行物の内容・デザインを改善
- 公開講演会を10月に東京で開催。その他、シンポジウム、研究集会、森林講座などを数多く開催
- 相談窓口を設置して、マスコミ、企業、公共団体、市民からの問合せに対応
- 平成29年度は国立林木育種場が設立されて60周年を迎え、「豊かで多様な森林の恵みを未来につなげる林木育種」をテーマに記念シンポジウムを開催（2月）し、最近の主な研究成果を発表するとともに、林木育種事業への期待や今後のあり方などについて幅広い観点から議論

(2) 水源林造成業務

- 森林総合研究所などの研究者と連携し、造林者、国、県、市町村など地域の林業関係者の参加を得て、森林整備に係る技術情報を提供するため検討会を7回開催
- 森林管理局の技術研究発表会において、整備局等で取り組んだ研究等の成果について4件発表
- 水源林シンポジウム「森林を育み森林を活かす森林整備技術」を三重県津市で開催し、水源林造成業務で行っている森林の公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる多様な森林づくりの取組等について紹介
- 水源林造成業務を紹介するパンフレットを市町村、林業関係団体、シンポジウム来場者等に配布し、事業の取組や効果等を紹介・説明
- 平成29年度における森林整備センターの取組予定を3つの柱に沿って紹介した広報資料を作成・配布
- 水源林造成業務の実績、効果、近年の取組をウェブサイトに掲載・紹介し、水源林造成業務の内容等を普及・啓発
- 事業実施の透明性を高めるため、平成28年度の分収造林契約実績を各整備局別にウェブサイトに掲載・公開
- 国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林における水文データの収集、蓄積を実施

(3) 森林保険業務

- ポスター（約6千枚）、パンフレット（約5万枚）を配布・設置。パンフレットについては各種会議や別訪問等で活用
- 平成30年度から販売を開始する改定商品をわかりやすく紹介するパンフレット（10万部）を新たに作成・配布
- 季刊誌の発行やメールの配信、ホームページの逐次更新、森林施業プランナー研修等における森林保険に関する情報提供を実施
- 平成29年度は森林保険制度創設80周年に当たるため、森林・林業のリスク管理の観点から森林保険の意義を再確認すること等を目的として記念シンポジウムを開催（10月）し、森林保険の加入促進等における功績者の表彰や有識者によるパネルディスカッション等を行ったほか、記念誌を製作し関係団体等に配布

4. ガバナンスの強化

(1) 内部統制システムの充実・強化

- 従来の理事会運営要領を廃止、新たな理事会規程に基づき、理事会を適切に運営
- コンプライアンス、リスク管理に係る改正規程類に基づき、森林総合研究所と各センターの関係部局と連携強化
- 監事及び会計監査人においては、各段階において意見交換を行うとともに、会計監査人主催の意見交換会に監事が出席し情報を収集するなど、密接に連携
- 監査従事職員が会計検査院等主催の各種会議、セミナー等に参加し資質を向上

(2) コンプライアンスの推進

- コンプライアンスに関連する研修を行うとともに、研修後はe-ラーニングにより習熟度チェックを実施
- 役職員のコンプライアンス意識調査を実施・分析し、内容を各組織に周知し意識の喚起に努めるとともに、同結果を踏まえた研修を実施
- 外部通報窓口を法人全体分として対応できるよう規程を改正し、29年度当初から適用できるように改善するとともに、同制度の普及啓発の周知活動を実施

5. 人材の確保・育成

(1) 人事に関する計画

- 業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等適切な要員配置を実施

(2) 人材の確保

- 研究開発業務の人材を育成するため、東京大学とクロスアポイントメント協定を締結し1名を在籍派遣
- ダイバーシティ推進の取組をホームページやパンフレットなどで紹介、茨城県主催の催物への協力、くるみんマーク取得のアピールを行い、女性研究者9名（うちテニユア型任期付3名）、男性研究者10名（うちテニユア任期付き4名）を採用
- 森林整備センターにおいては、ホームページ及び就職情報サイトへ募集案内の掲示を行い、職員13名（うち女性6名）を採用
- 森林保険センターにおいては、林野庁、損保、森林組合系統からの出向等により、必要な人材を確保し、適切に配置



(3) 職員の資質向上

- 新たな免許・資格の取得及び各種講習会等への参加により、職員の資質を向上
- 農林水産省等主催の各種研修、技術講習会、セミナーなどに一般職員及び研究職員が積極的に参加
- 所内短期技術研修、語学研修等(35名)、研究プロジェクト企画・立案研修(18名)を実施
- 運営費交付金による競争的資金若手研究者からの提案を多く採択し(採択10課題のうち7課題)、若手を育成
- OECDの国際共同研究プログラムのフェローシップにより、2名の研究員をドイツ及びオーストラリアへ派遣
- 博士の学位取得者は6名、総取得者は391名(研究職の83.5%)
- 職員の研修計画の作成、外部有識者等を講師とした研修を実施。保険業務に係る専門的知識の習得等を推進
- インカレッジ推進セミナーの開催、全所的な男女共同参画意識調査結果の報告、職員のキャリアカウンセリングの実施

(4) 人事評価システムの適切な運用

- 一般職員及び技術専門職員の人事評価については、引き続き国と同様の人事評価を実施し、評価結果については、昇任、昇格、昇給及び勤勉手当の成績率の判定に活用。研究職員の業績評価については、研究成果の行政施策や技術移転等「橋渡し」活動への貢献を十分勘案して実施

(5) 役職員の給与水準等

- 給与体系は国家公務員と同一(給与法準拠)
ラスパイレス指数(事務・技術職員)は、平成29年度:100.9、(研究職員)は、平成29年度:99.8

6. 情報公開の推進

- 担当者が研修会等に参加し、開示請求者への適切な対応と迅速な開示決定を行える体制の整備
- 平成29年度は開示請求が2件あったが、迅速な開示を実施
- 森林保険運営に係る情報やソルベンシー・マージン比率、森林保険審査第三者委員会の概要についてホームページで公表

7. 情報セキュリティ対策の強化

- 全役職員を対象として、情報セキュリティ教育研修、自己点検及びインシデント対応訓練を実施
- 情報セキュリティ監査実施計画に基づき、所内監査実施者による監査を実施
- 内閣サイバーセキュリティセンター等が開催した勉強会や演習に情報担当職員が参加



8. 環境対策・安全管理の推進

- 省エネルギー・省資源・廃棄物対策により、総エネルギー使用量、上水使用量を削減するなどの環境配慮の年度目標（数値目標）を設定し、職員に情報提供及び協力依頼
- 省エネ型暖房機器への一部更新、より効果的な箇所のLED化、環境物品の積極的な調達
- 化学物質、生物材料等について、責任体制の整備、教育訓練、在庫薬品の登録管理等により適正に運営、管理
- 平成29年度安全衛生管理計画を策定し、産業医及び衛生管理者等による安全衛生委員会を毎月開催
- 全職員向けの安全に関する講話、e-ラーニングを用いた労働安全全般に係る理解度テストを実施
- 「森林総合研究所労働災害データベース」及び「危険要因事例集」を更新し、所内向けの安全衛生関連ホームページに常時掲載
- 労働災害発生時の職員災害発生速報及び職員への周知を実施
- 特定化学物質を取り扱う実験室等への安全管理の徹底
- メンタルヘルス対策としてカウンセリングルームの開設、産業医による健康相談、メンタルヘルス教育や義務化されたストレスチェックの実施、森林整備センターと森林保険センター合同の研修等を実施
- 水源林造成業務における職員の労働災害の未然防止に向けて安全管理・指導を徹底。蜂災害対策のための自動注射器、マダニ対策のための忌避剤等を現場事務所に配布。事業者等の労働安全衛生については、現場指導等を実施

9. 施設及び設備に関する事項

- 省エネ推進及び老朽化対策のため北海道支所暖房設備改修、林木育種センターゲノム育種推進拠点施設の整備、熊本地震で被災した施設・設備等の復旧等を着実に実施



自己評価結果一覧

第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	
1. 研究開発業務	
(1) 研究の重点課題	
ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発	A
イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発	A
ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発	A
エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化	A
(2) 長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗の生産及	B
(3) 研究開発成果の最大化に向けた取組	A
2. 水源林造成業務等	
(1) 事業の重点化	B
(2) 事業の実施手法の高度化のための措置	B
(3) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務	B
(4) 債権債務管理に関する業務	B
3. 森林保険業務	
(1) 被保険者へのサービスの向上	B
(2) 加入促進	A
(3) 引受条件	A
(4) 内部ガバナンスの高度化	B

第2 業務運営の効率化に関する事項	
1. 一般管理費等の節減	B
2. 調達合理化	B
3. 業務の電子化	B
第3 財務内容の改善に関する事項	
1. 研究開発業務	A
2. 水源林造成業務等	B
3. 森林保険業務	B
4. 保有資産の処分	B
第4 その他業務運営に関する重要事項	
1. 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務における連携の強化	A
2. 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化	A
3. 広報活動の促進	A
4. ガバナンスの強化	B
5. 人材の確保・育成	B
6. 情報公開の推進	B
7. 情報セキュリティ対策の強化	B
8. 環境対策・安全管理の推進	B
9. 施設及び設備に関する事項	B